

第 176 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 30 年 5 月 7 日(月) 14:00~16:20
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る判定に関する審議
出席者 27 名	◇審査会委員：10 名 市川委員，岡村委員，沖村委員，島委員，島田委員，武田委員，藤川委員 藤原委員，増田委員，山下委員
	◇環境局職員：10 名 清水環境局長，斉藤環境保全部長，磯部環境保全指導課長 中村自然環境共生課長 他 6 名
	◇事業者：7 名 熊本鉄構株式会社 太陽光事業部 山崎部長 他 6 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴人 2 名）

○開会

【議 長】 本日は、先生方におかれましてはお忙しいところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまから、第 176 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は、(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る判定に関する審議を予定しています。

傍聴人の方々は、お手元のファイルにある注意事項を守って、審議の円滑な進行にご協力ください。

それでは、事務局、よろしくお願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日は、今年度の第 1 回目の審査会でございますので、本年 4 月 1 日付で環境局長に着任いたしました清水より、一言ご挨拶申し上げます。

《局長 あいさつ》

【自然環境共生課長】 それでは、本日の審査会の議事に入らせていただきます。

冒頭に申し上げた「(仮称) 神戸道場町太陽光発電所建設事業」につきまして、事業者である熊本鉄構株式会社より、平成 30 年 4 月 25 日に、第 2 類事業に係る判定願が提出されました。

つきましては、市長意見形成に当たり審査会よりご意見を賜りたいと存じます。お手元に審議依頼の文書をお配りしておりますので、ご確認をお願い

いたします。

それでは環境局長よりご審議をお願い申し上げます。

【環境局長】 本来でございましたら、市長からご審議をお願いすべきところでございますが、公務のため私からご審議をお願い申し上げます。

《審議依頼の読み上げ》

【議長】 ただいま市長から意見を求められました件について、本審査会においてこれをお受けし、審議を行っていききたいと思います。

【自然環境共生課長】 環境局長の清水でございますが、公務のため、これにて退席させていただきます。

《環境局長 退席》

【自然環境共生課長】 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議長】 この後の事業者からの説明には、貴重な動植物等に関する報告が一部含まれているものと聞いております。また、事業者からの説明終了後には、審査会意見形成に関する議論を行います。

これらの情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 5 号に定める事務事業執行情報及び第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報に該当するため、これらの審議は非公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ご異議がございませんようですので、後ほど貴重な動植物等に関する報告を受ける際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、以降の写真の撮影等につきましては、お断りさせていただきます。

事務局は、事業者を入室させてください。

《事業者入室、事務局より事業者を紹介》

【議長】 それでは事務局より、資料 1 についてご説明をお願いいたします。

《事務局より、資料1（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る判定手続について を説明》

【議長】 引き続き事業者より、資料2の動植物の調査以外のご説明をお願いいたします

《事業者より、資料2（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る判定願のうち、動植物以外の部分を説明》

【議長】 ありがとうございます。以上の説明に対して何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

【委員】 添付資料5の5-5ページの「(2)水質」で、「雨水の地中への浸透率は高く、時間をかけて地下排水をする計画です」と書かれてありますが、他の箇所では「溝で排水する」と書かれていて、それと矛盾していないかという点を確認させていただきたいと思います。

また、添付資料7の7-1ページの太陽光発電によるCO₂削減量の算出式において、将来の排出係数を使っておられますが、本来であれば太陽光発電の排出係数と、火力発電や将来のエネルギーミックスを実現した場合の排出係数との差をとっていただく方法が普通ではないかと思いました。

【事業者】 CO₂に関するご質問については、事前配慮書では太陽光事業の排出係数を使わせていただいていたのですが、審査会でのご意見でエネルギーミックス実現時のCO₂排出係数を使うようにご指導いただきました。

【自然環境共生課長】 事務局から少し補足説明をさせていただきます。本事業による太陽光発電を行うことによって、電力事業者から供給される商用電源の消費量が減り、その分のCO₂排出量が削減されることになるため、商用電源の排出係数として、2030年のエネルギーミックス実現時の排出係数を用いて計算しています。

【委員】 それは、太陽光発電の排出係数がゼロという前提で計算されていると思いますが、太陽光パネルの製造や設置の際にCO₂を排出していると思いますので、ゼロとするのはおかしいと思います。

【事業者】 雨水排水については、まず地面に降った雨水を排水するための施設を作ります。もう一つは、地中に浸透する雨水を地下暗渠などによって排水します。

水の収支は、降水量＝表面排水＋浸透水＋蒸発散量となります。今回、樹木を伐採することによって、木が地中の水を吸い上げて葉から蒸発散する量がなくなることに伴い、地下に保たれる量が増えるため、地下に浸透する量が増える旨を記載いたしました。

- 【委員】 その浸透水は、暗渠で排水されるのですか。
- 【事業者】 そうです。
- 【委員】 確か、河川に排水されることになっていたと思いますが。
- 【事業者】 暗渠から流れた水は、最下流に設ける洪水調整池に入ります。洪水調整池の放流口は全て下流水路につながっていますので、表面排水も暗渠から流れ出た水も、一旦洪水調整池に入り、調整池から下流水路へ放流します。
- 【委員】 ため池には行かないのですか。
- 【事業者】 すみません。ため池に入る調整池もあります。1～4号調整池は、ため池に放流します。
- 【委員】 そういうことであれば、「蒸発散量がなくなっても農業用水の減少はないと考えます」という表現も、もう少しわかりやすく書いていただいたほうがよかったと思います。農業用水の確保のために何かされるのでしょうか。
- 【事業者】 開発の有無にかかわらず降雨量は変わりません。降った雨を流すための施設として洪水調整池があります。洪水調整池は、時間差をつけて放流することによって下流河川の負担を低減するための非常に有効な施設と考えています。基本的に、開発によって水が減るということは考えていません。
- 【委員】 排水された水が全て河川に流れてしまうと農業用水が不足するおそれがあると思いますが、従来のようにため池に導くように配慮しているのであれば結構だと思います。また、農業用水にも水質基準があると思いますので、当然水質についても配慮が必要だと思います。
- 【事業者】 水質については、いろいろな措置を講じて濁水を排除したいと考えています。また、森林であったがゆえの涵養量が開発によって減るのではないかというご意見についても、本計画において盛土部などに浸透する水はかなり大きいものと考えています。ただ、地中に水を蓄えることは防災面で不利な方向に働きますので、暗渠を使って徐々に流していきます。
- 【委員】 森林を減らすと、当然保水能力は落ちると思います。暗渠であれば流れる一方ですよ。
- 【事業者】 切土につきましては、当然そのようなことも考えられますが、盛土につきましては、盛土をすることによって、地下水位は上昇しますので、その分、水量が保たれているという考え方もあります。
- 【委員】 暗渠があれば、一方的に流れるのではないのでしょうか。
- 【事業者】 土には含水比というものが必ずありますので、盛土部分に浸透した水が全て暗渠で流れるということはありません。
- 【委員】 それは設計次第ですよ。やり方によってはそういうこともできるはずですが、資料では定性的に書かれているだけなので納得しにくい部分があり

ます。

【事業者】 分かりました。

【委員】 今の話について、森林がなくなるわけですから、その分保水力はなくなると思いますし、盛土部分についても、一度水を含んでしまったら、それ以上の水は全て流れてしまうのではないのでしょうか。

【事業者】 今言われたことは飽和状態という話ですよ。

【委員】 いや、少なくなっても、例えばだんだんと締まっていくので、同じようにならずと盛土部分に浸透していくとは限らないと思いますが。

【事業者】 そういうふうには考えておりません。設計する上で、土には必ず含水比がありますので、乾燥するという事はほぼないと考えております。

【委員】 それは、防災にとっては非常に危険側になるのではないのでしょうか。

【事業者】 はい。それは先ほど申し上げたように、盛土内に水をためる行為は非常に危険な行為ですので、暗渠排水を設けて、速やかにのり面の安定を図る必要があります。そのために、地中の水位が大体2分の1ぐらいまでであっても安定するようなのり面の安定計算を行っています。

【委員】 盛土内水位2分の1というのは、安全を見込んでそれぐらいあっても大丈夫ということであって、それが涵養量や一時貯留量に換算された事例は今までにないと思います。ですから、それをあえてやらなければならないのかどうなのかということが一番大きなネックになると思います。

もう一つは、排水計画に関して、もちろん地下排水は重要ですが、地表排水としてどのような形で排水計画を立てているのか、放流先の計算はされていますが、こういった太陽光パネルがある場合は、小さな調整池を数多く作ることもできると思います。勾配がほとんどフラットになっているので、パネル下を調整池にするようなことは考えられませんか。

【事業者】 調整池は高価な施設ですので、調整池を平たんなところにつくって、パネルを張るということは最初に考えました。ただし、盛土があって、盛土面を調整池にするわけにいかないということが一つあります。

【委員】 切土もありますね。

【事業者】 はい、ただそうすると排水ルートの数に限られてきて、本来流すところが盛土になっているために、切土に流さないといけなくなり、流域が煩雑になってきてなかなか排水計画を立てにくくなります。

【委員】 ただ、こういう細長い地形であればそれは設計の必須条件であって、それができないから土の中の貯留量をもって考えるというのはどうなのでしょう。

【事業者】 いや、今、私が説明させていただいたのは表面排水のことです。

【委員】 表面排水に関して、大きな面積の調整池を作るのではなくて、造成盤ご

とに小さな面積のものを作ることはできないのでしょうか。

【事業者】 最初はそういうことも検討しましたが、これだけの面積ですから、相当量の排水施設が必要になります。なお、林地開発基準に基づいてパネル部分の流出係数は1.0で計算しています。

【委員】 切土盤で数カ所の調整池に分散させて流していくという方法は考えられませんか。

【事業者】 地形的に尾根、谷、尾根、谷となっていて、切土部分に有効な平地がなかなか作れません。

【委員】 そういう場合には、普通は盛土に浸透させるのではなくて、表面排水路を密に築造するという形で、できるだけ早く盛土盤の上を下流に流し込んでやるというのが通常の見え方ですね。

【事業者】 この話ばかり時間をとっていいのかどうか分かりませんが、切土だから排水路を減らす、盛土だから排水路を増やすという計画ではありません。あくまで面積に見合った排水路の配置する計画を立てています。

【委員】 地下水はいかがですか。

【事業者】 地下水についても、大きな谷には当然太い暗渠が入っておりますし、それに見合った枝の暗渠も入っています。

【委員】 その暗渠の水は調整池に入るのですか。

【事業者】 はい、調整池に入ります。

【委員】 水量計算としてはどうされていますか。

【事業者】 水量計算としては考慮しません。

【委員】 盛土の中に入っていった水を調整水量として考慮するのはおかしいので、それはそれで結構です。

【委員】 添付資料7の7-1ページについて、改変面積の森林がこれまで固定していた炭素量は3,470トンとなっていますが、これは今までの蓄積量か、それとも年間あたりの固定量のどちらでしょうか。

【事業者】 今までの蓄積量です。

【委員】 年間あたりの固定量は分かりませんか。

【事業者】 年間あたりの固定量は、事前配慮書においてお示しさせていただいたと思います。

【委員】 これまでに森林が固定してきた炭素量と、太陽光発電による削減量を比較することには違和感があります。

【事業者】 事前配慮書では、森林の年間あたりのCO₂固定量と太陽光発電によるCO₂削減量を比較していましたが、その計算では後者の削減量が前者の固定量の80倍になるという大きな数字が出ていましたので、審査会でのご意見をいただいてこのような資料を作成させていただきました。

【自然環境共生課長】 事業者から提出された事前配慮書では、森林の年間のCO₂吸収量が約68～73トンと計算されていて、それに対して83倍から90倍の発電量があるということで、これについては比較対象がおかしいのではないかとのご指摘をいただいたと思います。そのため、森林を全て伐採したことによって失われる炭素固定量と、発電によって得られる削減量を比較するべきということで修正されたかと思えます。

【委員】 しかし、何か比較の仕方が違うのではないのでしょうか。

【自然環境共生課長】 一定の年数が経って成熟した森になると炭素固定量が増えないので、年間の吸収量があると考えるのはおかしいのではないかとのご指摘だったと思います。

【委員】 成熟した森林になるためにはまだ100年ぐらいかかりそうな気がします。この文章だと、何と何を比較しているのかよく分からない気がします。

【委員】 添付資料のタイトルは「計画の実施による環境の改善の効果の程度」となっていますが、このタイトルに見合った文章になっていないと思うので、その点で少し分かりにくい部分があるのかなと思いました。

【委員】 添付資料8の8-2ページの事後調査について、工事関係車両の通行に関する調査項目が全く考慮されていませんが、事前配慮書についての市長意見で、「工事関係車両による環境影響について調査・予測・評価を実施する必要がある」という主旨の意見が出ていますし、添付資料5-2の5-2-27ページの道路交通振動の予測結果を見ると、工事関係車両の走行による振動レベルの増加量は、要請限度を満たしていますが決して無視できるレベルではないと思います。そのあたりについて、どのように考えておられますか。

【事業者】 振動につきましては、要請限度との比較により評価を行っています。大型車が通りますと一定の影響はあるかと思いますが、実際に調査する段階では、ここで示している予測結果よりもさらに小さくなるのではないかと考えております。予測結果では、特に問題になるような結果は認められませんでしたので、事後調査項目には入れませんでした。

一方、工事に伴う大気質、騒音、振動の影響については事後調査を行う予定であり、調査地点No.3が工事関係車両の出入口近くになっていますので、必要であればその地点の結果を使って評価はできると考えております。

【委員】 工事について事後調査を行うのであれば、工事関係車両についても調査する必要があるのではないのでしょうか。

【事業者】 分かりました。今後相談させていただきたいと思えます。

【自然環境共生課長】 少し話が戻りますが、先ほど委員から、太陽光発電のCO₂排出量をゼロとしてよいかというご指摘をいただいた件ですが、太陽光パネルのライフ

サイクル全体を考えると、製造時にCO₂が出るのは当然ですが、一般的にCO₂排出量を計算する場合、発電時に排出されるCO₂量で計算されております。風力発電や太陽光発電は、発電時に一切電力を使用していませんので、CO₂は発生しないという計算をしております。例えば、家庭のCO₂削減量を計算するときも、一般的な商用電源をどれだけ減らしたかということで評価をしております。

【委員】 ただ、今はライフサイクル全体で計算することが多いです。製品のライフサイクルを考えると、太陽光発電は再生可能エネルギーの中では分が悪いほうです。

【委員】 ここで、あまり細かい数値の議論をしても仕方がないと思います。ざっくりと9万トンや10万トンの削減効果があると理解すればよいと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。なければ次に入らせていただきたいと思います。

ここからの説明には貴重な動植物等に関する情報が含まれますので、会議の冒頭で決議しましたとおり、ここからの審議を非公開とさせていただきます。

傍聴者の方は、恐れ入りますが資料をお席に置いていただいて、ご退出いただきますようお願いいたします。

《傍聴者退席》

【議長】 それでは、資料3を配付してください。これから説明していただく動植物調査に関して、事務局から本日ご欠席の委員に事前にご説明し、ご意見を頂戴しているとお聞きしています。そのご意見については、このあとの質疑応答の際に、事務局からご説明していただきたいと思います。

それでは事業者の方より、貴重な動植物の調査について説明をお願いします。

《事業者より、

資料2 (仮称)神戸道場町太陽光発電所建設事業に係る判定願のうちの動植物の部分

資料3 春季調査結果等の貴重種資料 について説明》

【議長】 ありがとうございます。それでは、ご欠席の委員からいただいたご意見について、事務局より紹介をお願いします

- 【事務局】 事務局より、本日ご欠席の委員に対して、資料2及び資料3の内容を事前にご説明させていただき、ご意見をいただいております。その結果、資料3の5-3-6ページに記載されている通り、カスミサンショウウオが2カ所でそれぞれ1個体ずつ確認されたという調査結果について、各地点で1個体ずつしか見つけられていないということは、このエリアにおける生息状況が十分に把握できていないということであり、生息状況を把握するための詳細な調査が必要でないかとのご意見をいただきました。
- 【議長】 ありがとうございます。それでは、この件について何か質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
- 【委員】 植物の移植に関しては、どのように計画されているのでしょうか。
- 【事業者】 トキワイカリソウ、テイショウソウ、カシワバハグマについては、事業実施区域内で他の個体が生育している近くに、またヒメカンアオイは、事業実施区域内の改変しない場所に移植したいと考えています。
- 【委員】 ヒメカンアオイは、できれば離して移植してもらったほうがギフチョウにとってはいいと思います。ギフチョウは、大体がその塊の場所に行って生みますが、毎年同じ場所で生むとは限りません。あちこちを転々と回っていますので、できるだけ分散したほうがギフチョウにとってはいいと思います。
- 【事業者】 分かりました。できるだけ広い範囲に移植するように心がけたいと思います。
- 【委員】 資料3の5-4-1ページの写真にモノレールのようなものが写っていますが、周辺に畑や人が立ち入るような場所があるのでしょうか。
- 【事業者】 これはボーリング調査を実施した際のモノレールであり、撤去済みです。
- 【委員】 ご欠席委員からの意見に関して、カスミサンショウウオが卵を生むのは水辺ですが、生活しているのは山の中ですので、確認地点の周辺を改変することによってかなりの影響を受けるのではないかと思います、そのため、できればもう少し詳しい調査をやっていただけたらと思います。調査も今のうちにやらないと見つけられないと思いますので、できるだけ早いうちに調査していただければありがたいと思います。
- 【事業者】 工事を実施する前にもう一度調査に入る予定ですので、そのときに再調査させていただきたいと考えております。春季調査の状況を補足説明させていただきますと、3月の調査のときに、生息の可能性のある水辺、ため池、林内湿地を全て見て回りました。林内湿地では残念ながら見つからず、資料でお示した2カ所のみで見つかったという状況でした。その際、それぞれ1個体しか見つからず、さらに卵もまだ生んでいない状況だったため、調査後に卵が生まれて、さらには幼生がかえっている可能性も考慮して、4月にもう一度同じ場所を再調査しましたが、1カ所は干上がっていて成体も確認できず、もう1カ所では湿地は残っていましたが、卵を生

んだ形跡はなく、幼生も確認できませんでした。しかし、全くいなくなったとは言えませんので、事業実施までに再調査をして確認したいと考えております。

なお、一般的な話で恐縮ですが、小型サンショウウオの生態について調べられた事例を見ると、繁殖する湿地や池などから周辺 100 メートルぐらいの範囲を生息範囲として利用しているという調査結果があることも存じ上げております。なるべくそれにあてはまる範囲は改変を避けたいところですが、事業計画との兼ね合いもありますので、なるべく改変面積を少なくするという計画にさせていただきたいと思います。

【議長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、事業者の方、ご説明ありがとうございました。退席していただいて結構です。

《事業者退席》

【議長】 それでは、ただいまから、本事業に係る今後のアセス手続について、どのように進めるべきかのご審議をお願いしたいと思いますが、審議に先立ち事務局より定足数の確認をお願いします。

【自然環境共生課長】 審査会意見の取りまとめの審議を行っていただきますので、決定に当たっては過半数の委員のご出席が必要です。委員数 19 名の定員に対して、本日 10 名の委員の方々にご出席いただいておりますので、定足数を満たしていることをご報告いたします。

【議長】 それでは、本事業に係る今後のアセス手続について、どのように進めるべきかのご審議をお願いいたします。

【委員】 本日の審議で、その後の手続をしなくてよいとなった場合に、とりわけ貴重種の調査が現状で十分なのか、あるいは事業者は工事までにもう一回調査を行うと言っておられました、それで十分なのかという点が気になりましたので、事務局や専門の委員からご意見をいただきたいと思います。

【環境保全部長】 事務局としましては、ご欠席委員からのご意見のとおり、カスミサンショウウオについての調査が不足しているということがありますし、事後調査についてもいささか貧弱といえますか、道路交通騒音や振動の調査が入っていないことや、調査頻度も工事中に年度 1 回と、かなり少ないと思っております。

そのような状況を踏まえて、本日の審議で今後のアセス手続は不要であるという結果になれば、この場でいただいたご意見を踏まえて事業者を指導したいと考えております。逆に、今後のアセス手続が必要であるという結果になりましたら、今後のアセス手続に沿って追加調査が行われること

になります。

【委員】 判定手順のフロー図を見ると、もし手順の省略が認められた場合、次の手順は事後調査計画書になります。例えば、今日の資料について表現が曖昧といった意見がありましたが、それについての改善はどうなるのでしょうか。

【環境保全部長】 そうですね。神戸市から事業者に対して、そういった検討などが行われるように指導していくことになるかと思えます。

【委員】 神戸市からの指導に対して、事業者がどのように対応したかということは事後調査で報告されることになるのでしょうか。

【環境保全部長】 事後調査報告書として、審査会でご報告させていただくこととなりますので、その際に審査していただくことになると思えます。

【委員】 指導内容は何か記録に残されるのでしょうか。

【環境保全部長】 これからのご審議でご意見をいただければ、私どもはそれを尊重して責任をもって事業者を指導いたします。

【委員】 分かりました。

【環境保全部長】 事務局において、意見書（案）を作成しましたのでご説明させていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 その前に一つだけよろしいですか。こういう山地の開発許可基準は林地開発許可しかないのでしょうか。

【環境保全部長】 太陽光発電につきましては建物がありませんので、建都市計画法等の規制がほとんど適用されず、今のところ林地開発許可しか規制手段はないかと思えます。太陽光発電については、今回のような山林を切り開いてまで設置することはあまり望ましいやり方ではないということで、規制手段ではありませんが、アセス手続を実施してもらうことで一定の抑止力を働かせたいと考えています。ただ、アセス手続を実施してでも事業をやりたいという場合はやむを得ないかと思えます。

【委員】 先ほどの質疑応答の中で、地下水の話もありました。

【環境保全部長】 あの議論で言うと、禿山でも森林でも変わらないと言っていることと同じですので、そのあたりは少し乱暴な考え方だと思っています。

【委員】 そうですね。土木的には、通常 30 度以上で急傾斜になりますが、その 30 度の斜面に盛土をして 28 度にすれば OK になります。ところが、そういう急斜面で盛土をするのは「腹付け盛土」と言って一番危険な盛土です。そういったものが今後いくつか出てきそうな点が気になります。

【委員】 神戸市環境影響評価等技術指針において判定に関する考え方が示されており、これに関して添付資料 9 の 9 - 1 ページで教育施設、医療施設、福祉施設が事業実施区域から 1 キロメートル以上離れているということを事

業者が記載していますが、具体的にこういう数字が基準として決められているのでしょうか。

【環境保全部長】 技術指針で決めている数字ではありません。おそらく事業者の感覚として、1キロメートル以上離れていれば支障はないであろうと考えたのだと思います。

【委員】 環境アセスメントでは防災に対してあまり意見が言えないのでどうかと思っていたのですが、事業者の方は、防災上の問題や地盤の影響に関して緊急の事態は起こらないと思われているようですが、最近是想定外のことがよく起こりますし、山の構造や地面の中のことは、我々が関知できない事態が起こる場合が考えられるので、若干の懸念を持っています。

【委員】 もし、判定でアセス手続の省略が認められたとすると、審査会として関わるができる機会はほとんどなくなります。一番気になるのが地域住民の方々です。地域で農業をされている人たちにとっては水の心配があると思うので、事業者が一方的に太陽光発電をやりますということではなくて、やはり住民との関わりを大事にして、ささいな問題が起こったとしても住民の方々と十分協議を行って問題を解決していただけると安心です。

【委員】 確かに、太陽光発電所を作るために森を削ることには何となく抵抗を感じます。

【環境保全部長】 神戸市としましても、山を削ってまで太陽光発電を行うべきなのかという事は議論になっております。アセス条例を改正して、小さな面積から太陽光発電所を環境アセスメントの対象事業に加えたのは、そういった観点で少しでも抑止力になればと考えたためです。それでもなお太陽光発電所を建設したいということであれば、それなりの配慮をしていただく必要があると考えています。

【委員】 そのような形で条例が改正されて、環境アセスメントを実施していただけるようになったことはよいことだと思います。再生可能エネルギーを推進するという観点もありますが、やはり森林はできるだけ残してほしいと思います。

【環境保全部長】 今回の事業についても、限られたことかもしれませんが、少なくとも事前配慮を行っていただいて、特に自然環境に配慮した措置をとっていただくことは非常に大きなことだと思っております。

それでは、今回の判定願に対する意見書（案）を説明させていただきます。

《事務局より、審査会意見書（案）を説明》

- 【環境保全部長】 少し補足させていただきますと、神戸市環境影響評価等技術指針に示す判定にあたっての基本的な考え方に照らすと、今後のアセス手続を行わせる必要はないのではないかと考えております。ただし、委員の方々からご意見がありましたように、住民への丁寧な説明やカスミサンショウウオに関するご意見、ヒメカンアオイの移植方法なども含めて、いろいろとご意見をいただければ私どもから事業者に対して指導させていただきたいと考えております。
- また、道路交通騒音及び振動については意見書（案）に入れていませんでしたので、必要であれば入れさせていただきます。それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 【委員】 (5)の「予測した環境影響に大きな差異が生じた場合」に防災上の観点も含んでいるとするか、あるいは別に書くという方法もあります。
- 【環境保全部長】 以前、別の事業で防災面の意見をつけたことがありますので、同じような主旨の意見を入れさせていただきます。
- 【委員】 (4)の「環境保全措置の履行状況を確認し」という部分は、事業者が確認することになるのですか。
- 【環境保全部長】 事後調査は、事業者が環境保全措置の履行状況を自ら確認するという位置づけになっております。なお、事後調査報告書については、審査会に報告させていただき、内容が妥当かどうかのご審議をしていただくことになります。
- 【委員】 そうであれば、それが分かるように「自ら」という文言を入れたほうがいいと思います。
- 【委員】 (4)の「事前配慮書手続で行った調査・予測・評価の結果を検証する」というのは、全ての工事が終了した後になるのでしょうか。
- 【環境保全部長】 いえ、工事中の事後調査も含んでいますので、適宜検証することになります。
- 【委員】 住民の方がため池の心配をされていることはもっともなことだと思います。暗渠から排水すると水質が変わります。そういったことにも踏み込んで厳しく意見をしておいた方がいいのではないかと思います。
- 【委員】 暗渠排水は防災上必要なもので、どんな材料を使うかということが重要だと思います。
- 【委員】 コンクリートで作ると、暗渠にいろいろなものが付着して、水質が変わることがよくあります。
- 【環境保全部長】 その点は「環境保全措置の履行状況を確認し」の文言に含まれているとしてはいかがでしょうか。
- 【委員】 何となく、事業者の対応に不安を感じました。
- 【委員】 ヒメカンアオイの移植については、ギフチョウの行動を考えながら移植

先を検討してほしいと思います。

【環境保全部長】 (3)の文頭に「貴重種の移植先については生態系を考慮して検討を行うとともに、」という文言を加えることでいかがでしょうか。

【委員】 それで結構です。

【環境保全部長】 (4)につきましては、先ほど委員から道路交通振動についてのご指摘がございましたので、「事後調査の期間及び頻度」の部分を「事後調査の項目、期間及び頻度」とさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】 はい、それでよいと思います。

【委員】 (4)の書き出しは、(5)と同じように「及び判定手続」という文言を入れたほうがよいのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 分かりました。

【委員】 (1)の住民への説明について、これだと説明だけで終わってしまうようにとれるので、住民からのご意見等にきちんと対応してもらえる表現にさせていただけたらと思います。

【環境保全部長】 それでは「積極的な説明を行い、住民意見に対して誠実に対応すること」という表現にさせていただきます。

【議長】 そのほかはよろしいでしょうか。

【環境保全部長】 暗渠排水からの水質に関するご意見については、私どもから事業者に説明させていただきたいと思います。

【委員】 分かりました。強くお願いします。

【議長】 これでよろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの審議で決まった方針で、事務局と私で表現を精査し、審査会意見として取りまとめたいと思います。

それでは本日の審議についてはこれで終了いたします。今後の予定については、事務局より説明をお願いいたします。

【自然環境共生課長】 先ほど議長からご説明いただきましたとおり、本日取りまとめさせていただいた方針について、議長と細かい表現等を精査させていただいた上で審査会意見として神戸市長宛てにご提出させていただきます。

その後、審査会意見を踏まえて、神戸市長から事業者に判定結果を交付いたします。以上でございます。本日はありがとうございました。